

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2022年 第1回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年1月25日(火)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時10分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：12人)			
		1	鈴木 宏	18	栗原 健次
		2	小川 利雄		
		3	市川 大倫		
		4	新井 久義		
		5	萩原 勝		
		6	池上 茂		
		7	川鍋 浩之		
		9	横井 貞夫		
		11	上原 美子		
		13	山崎 勇喜		
	(欠席人数：0人)				
事務局	(出席人数：5人)				
	農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 前島 清史		
	農地振興担当主事 加藤 祐一				
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2	農地法第4条(知事)：公開		
		日程3	農地法第5条(知事)：公開		
		日程4	農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について ：公開		

	<p>日程 5 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) : 公開</p> <p>日程 6 農地法第 4 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 7 農地法第 5 条 (届出) : 公開</p> <p>日程 8 農地法第 1 8 条 (通知) : 公開</p> <p>日程 9 違反転用事案報告 : 公開</p>
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当 :</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当 :</p>
配 布 資 料	次第、総会資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	議席番号 委員氏名
	1 鈴木 宏
	4 新井 久義
	1 8 栗原 健次

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第1回総会を開会いたします。</p> <p>今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員12名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日、午前9時過ぎより総会前に運営委員会を開催し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について（回答） (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（中間管理権） (3) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）（中間管理事業） (4) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について（依頼） (5) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の変更に係る意見聴取について（依頼） (6) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について（依頼） <p>以上6項目について協議しました。</p> <p>次に、その他として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 芦橋地区の盛土に関する意見について (2) 農地法第3条申請にかかる農地パトロールについて <p>の2項目について協議しました。</p> <p>また、</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) 利用権に関する受人の基準について <p>は、総会後に開催する全員協議会の閉会後に運営委員会を再開し、協議する予定です。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号 農地法第3条（委員会）、1議案3件</p> <p>日程2 議案第2号 農地法第4条（知事）、1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号 農地法第5条（知事）、1議案10件</p> <p>日程4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、</p>

	<p>1 議案 1 件 となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 1 番鈴木宏委員、4 番新井久義委員、18 番栗原健次委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p> <p>日程 1、議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 40 番、41 番及び 1 番について、会議規則第 19 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 3 件ありましたので審議を求めます。議案書 2 頁をご覧ください。申請番号 40 番と 41 番については譲受人が同一のため、一括して説明いたします。申請番号 40 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に申請番号 41 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。これらの案件は、農機具の所有及び稲作の確実な作付けといった農地法第 3 条第 2 項 1 号で定められた取得農地を含む全てを効率的に利用することが確認できなかったため、2021 年第 12 回総会からの継続審議案件です。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号 40 番の案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁、次に申請番号 41 番の案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地及び保有農地は杉戸町です。本年 1 月 12 日に、農機具所有状況が記載された杉戸町農業委員会発行の農地台帳、及び農機具の写真の提出があり、それらの資料を基に、1 月 17 日に代理人及び譲受人本人に聴き取りを行いました。次に農地法第 3 条調査書 1 頁及び 2 頁をご覧ください。2 つの案件の譲受人が元々保有する農地が 2,923 m²、今回審査対象の農地面積がそれぞれ 1,978 m²、1,015 m²で、合計 5,916 m²となりますが、両方の案件が同時に許可されない場合は農地法第 3 条第 2 項 5 号、下限面積 50 a を超える、に該当しないこととなります。</p> <p>次に、申請番号 1 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は、法人による農地取得を目的とした申請となります。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。</p>

い。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。次に、農地所有適格法人の要件に該当するか確認が必要です。農地法第3条調査書4頁の資料、農地所有適格法人の要件をご覧ください。1の法人形態要件、3の議決要件、4の役員要件は、申請書類で要件を満たしていることが確認できましたが、2の事業要件については、主たる事業が農業であること、売上高が過半、の確認が申請書類では出来ませんでした。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号40番及び41番について、議席番号6番池上茂委員より報告を求めます。

委員

申請番号40番及び41番について報告をします。本案件は、先ほど事務局から説明のあったとおり、2021年第12回総会からの継続案件です。そのため、令和4年1月17日月曜日に、齋藤会長、小川代理、横井委員、私と事務局職員3名で、代理人と譲受人に対し、聴き取り調査を行いました。農機具の所有については、事前に写真の提出があり、写真にある農機具は本人の所有である、と譲受人から発言がありました。次に稲作については、自宅近隣の所有農地で行っている、と譲受人から発言がありました。事前審査の時点では、内容の確認ができていないため、1月21日金曜日午前10時に会長と私、事務局職員2名で譲受人の自宅及び農地に赴き、譲受人立会いの下、調査を行い、その結果は、農機具と農地の作付け状況を確認したところ、稲作に必要な農機具を確認し、所有農地において稲作が行われていたことを確認しました。以上のことから問題なしとして報告いたします。

議長

次に、申請番号1番について議席番号9番横井貞夫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

申請番号1番について、担当推進委員に代わりまして報告いたします。令和4年1月14日に伊藤農業委員、新井推進委員、上原推進委員、私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、申請地のうち1筆については稲作を行った形跡がありました。その他の3筆については農地改良の盛土が行わ

れ、その後トラクターで耕運した形跡がありました。これから農業を行っていく上で問題なしと判断され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから申請地は問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番新井久義委員より申請番号40番、41番及び1番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号40番及び41番について、譲受人が同一のため、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。継続審査委員である農業委員の聞き取り調査の説明によると、譲受人から所有農地において稲作を行っており、必要な農機具も所有しているとの発言があったことから、1月21日に譲受人の自宅及び所有農地に赴き、農機具と農地の作付状況の確認を行い、その結果、農機具と作付状況の確認がとれた場合は問題なしとの報告がありました。その結果は後日報告する、とのことでした。結果は問題なしでした。以上のことから事前審査委員5人の合議により、継続審査の担当農業委員において、農機具の所有、所有農地の耕作が確認できたと報告がありましたので、許可することと決しました。

次に申請番号1番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地につきましては農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、と報告がありました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、当該申請の譲受人は法人であるため、農地所有適格法人の要件に当てはまるか確認する必要がありますが、その要件の1つである事業要件について、主たる事業が農業、売上高が過半であるかの確認がとれません。そのため、法人の営農計画や会社全体の事業計画等を再度確認するために、聞き取り調査をする必要があると考えます。以上のことから事前審査委員5人の合議により継続審議とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号1番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号1番と、申請番号40番及び41番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号1番について、事前審査委員の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号 農地法第3条(委員会)について申請番号1番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。</p> <p>次に、申請番号40番及び41番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号 農地法第3条(委員会)について申請番号40番及び41番を許可と決しました。この際、暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に日程2、議案第2号 農地法第4条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により申請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条(知事)について、許可申請が1件ありましたので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。申請番号1番、詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している住宅敷地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図7頁、詳細図8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和45年10月20日国土地理院撮影の航空写真では、建造物の有無が確認できませんでした。春日部農林振興センターに確認したところ、申請書に添付された市発行の固定資産 土地・家屋 評価証明書に申請地に昭和45年に建造物があった旨の記載があることから審査の対象になる、とのことで、春日部農林振興センターとは協議済みでした。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に申請番号1番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。</p>

事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号1番について、報告いたします。石川推進委員より、小川推進委員、小川職務代理、川鍋農業委員の4名で、令和4年1月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、所有農地は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番新井久義委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。事前審査の現地調査を行ったところ、申請地には建物がありました。次に、申請書に添付された昭和45年国土理院撮影の航空写真を確認したところ、建物の確認が出来ませんでした。次に、事務局からの説明がありましたとおり、申請人が許可権者である春日部農林振興センターと行った事前調整では 固定資産 土地・家屋 評価証明書に昭和45年当時に建物があったと記載があることから審査の対象になる、と確認しており、このことは事務局も県担当者へ確認を取っている、とのことでした。以上のことから、事前審査委員5人の合議により、やむを得ないとするものと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号1番について原案のとおりやむを得ないとすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号 農地法第4条(知事)申請番号1番を やむを得ないと意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に日程3、議案第3号 農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により申請番号1番から10番について、事務局より説明を求めます。</p>

事務局

議案第3号 農地法第5条(知事)について許可申請が10件ありましたので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。

申請番号1番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、申請者夫婦は高齢のため、稲作よりも作業量の少ない畑で果樹・野菜等を作付けしたいとのこと、そのために道路と農地の高低差をできるだけ少なくしたいとのことから、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。改良後は、みかん・柿、みょうが・蒨、そばを作付けする計画です。案内図は9頁、詳細図は10頁から13頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から3か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整っており、農地区分は農振農用地です。

次に、申請番号2番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和3年10月21日付自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の区外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の融資申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号3番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は障害福祉サービス事業を営んでおり、転用計画は現在使用している駐車場にグループホームを建設するため、不足する従業員用、来客者用、施設利用者家族用及び利用者送迎用車両のための駐車場の設置です。現在使用している駐車場のうち、12台分は新たに建設するグループホームの敷地となるため、今回設置を申請した駐車場に17台分を確保し、増加となる5台はグループホームに勤務する職員の駐車場とする計画とのことですが、職員の採用計画が不明のため、増設分が過大と考えます。案内図は17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、申請法人の金融機関

残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。

申請書は整っており、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号4番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン仮申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁、申請番号5番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の融資申込の事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号6番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は中古車輸出販売業を営んでおります。転用計画は、資材置場の設置です。今まで古河市に工場を設置し、トラックや建設機械を購入、保管していましたが、新たに販路を拡大し、普通自動車を購入していく計画があるため、その保管場所として、この度の申請を行ったものです。申請地にはトラック20台、普通自動車35台の合計55台を置く計画ですが、事業拡大を示す書類の内容が不明確です。今まで使用していた古河市の資材置場は引き続き使用することです。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されていま

す。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、土のうや緑地を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、既に支払済の領収書の写しの他、残額については申請者の預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号7番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農家分家住宅の建築に伴う新設排水管設置のための一時転用申請です。対象農地は、昨年第11回総会の議案第2号 第5条（県知事）申請番号61番で申請のあった農家分家住宅の隣地で、農家分家住宅については許可相当とし、今回の申請と併せて審査するよう意見を付して県知事に送付した案件となります。案内図25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から1カ月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、金融機関の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。

次に議案書6頁、申請番号8番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおります。転用計画は駐車場の設置です。埼玉県北東部での建設実績が増加傾向にあり、今後も施工が見込まれることから申請法人及び工事協力企業の車両用駐車場を設置するため、この度の申請を行ったものです。申請地には大型車4台、普通自動車5台の合計9台を置く計画ですが、実績増加を示す書類及び申請に添付のあった車検証の車両の所有法人と申請法人の関係を示す書類が無いため、事務局から代理人に対し指導中です。案内図27頁、詳細図28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号9番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は農家住宅です。土地収用法第3条の規定に基づく事業により申請者の住宅が移転となるもので、申請書には令和4年1月4日付の公共用地の取得に関する証明書が添付されています。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。

現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の放流同意書が添付されています。資金計画については金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に議案書7頁、申請番号10番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は倉庫業を営んでおり、転用計画は物流倉庫の設置です。今まで市内に2か所の倉庫を設置していましたが、需要の増加により、追加設置する必要が生じた、とのこと。現在設置している倉庫、稼働状況、需要の増加を示すもの、及び今回設置を申請している倉庫面積が適正規模であることを示す書類の提出が無いため、現在事務局から代理人に対し指導中です。案内図は31頁、詳細図32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区の意見書が提出されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として土留めを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、申請法人の金融機関残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

議長

次に申請番号1番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、申請番号1番について報告いたします。上原推進委員より、古谷推進委員、田口推進委員、岡本農業委員、福山農業委員の4名で、令和4年1月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、それぞれ農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長

次に申請番号7番について、議席番号19番横井貞夫委員より推進委員に

代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号7番について報告いたします。令和4年1月14日に伊藤農業委員、新井推進委員、上原推進委員の4名で、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番萩原勝委員より申請番号1番から5番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、申請地に関しては、事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、当該申請地は埼玉県が実施した土地改良事業の区域内であり、現状でも畑作が行える区域であります。以上のことから、事前審査委員5人の合議により、許可相当とし、但し、埼玉県の審査にあたっては、先程申し上げた旨を考慮し、農地改良の必要性を精査することと、条件を付すことに決しました。

次に、申請番号2番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、申請地の一部分に鉄板が敷かれており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号3番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、駐車台数の増加分であるグループホーム職員の採用計画が不明のため、増設分の根拠が不明確であります。次に事前審査において、譲受法人の代表者と農業経営世帯を同一にする者の所有農地の一部に、農地法の許可を得ず、駐車場や資材置場を設置している農地があることが判明しました。以上のことから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

申請番号4番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確

保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号5番について事前審査の報告をします。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号6番から10番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号6番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし事務局からの説明にもありまして、事業拡大を示す書類の内容が不明確なため、資材置場の必要性や適正規模の確認が取れません。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号7番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号8番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、事務局からの説明にもありまして、実績増加を示す書類、及び申請に添付のあった車検証の車両の所有法人と申請法人の関係を示す書類の提出が無いため、駐車場の必要性や適正規模の確認が取れません。以上のことから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号9番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思わ

れることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号10番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、現在設置している倉庫の稼働状況、需要の増加を示すもの、及び今回設置を申請している倉庫面積の適正規模の確認をするための書類が提出されておらず、書類不備と考えます。以上のことから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号2番、3番、6番、8番及び10番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号1番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号2番、3番、6番、8番及び10番、次に申請番号1番、次に申請番号4番、5番、7番及び9番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号2番、3番、6番、8番及び10番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号 農地法第5条(知事)申請番号2番、3番、6番、8番及び10番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。10番については農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。

次に申請番号1番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号 農地法第5条（知事）申請番号1番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号4番、5番、7番及び9番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

（全員起立）

議長

起立全員です。よって、議案第3号 農地法第5条（知事）申請番号4番、5番、7番及び9番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に、日程4、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 の変更について を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、議案書8頁をご覧ください。これは、春日部市が作成している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、農業経営基盤強化促進法及び埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 が一部改正されたことに伴い、春日部市長から、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、意見照会があったため、審議を求めるものです。12月24日に農業委員に説明し、1月7日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。事務局で内容を精査したところ、議案書17頁の第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標の中の内容において、春日部市の実態と不一致な部分等があると考えます。具体的には議案書17頁の営農類型、主穀単一から19頁の営農類型、主穀・水産食用養殖複合までの生産方式欄にあるカントリーエレベーターの記載、22頁の営農類型、都市観光農業において経営規模欄に水田3.0ha 記載があるにもかかわらず、生産方式欄の資本装備に田植機、自脱型コンバイン等の記載がないことでございます。よって、議案書9頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農業経営基盤の強化の促進に関する

る基本的な構想の変更について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、
日程5 報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)
日程6 報告第2号 農地法第4条 (届出)
日程7 報告第3号 農地法第5条 (届出)
日程8 報告第4号 農地法第18条 (通知)
日程9 報告第5号 違反転用事案報告
につきましては、議案書の38頁から46頁にお示しのとおりです。

議長 以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、2022年第1回総会を閉会いたします。

閉会 (午前11時10分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番